

## 別紙

### 白岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

白岡市国民健康保険税条例（昭和29年白岡町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第20条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第20条の2中「第21条の2」を「第21条の2第1項」に改める。

第21条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であること的事实を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第2項中「第20条第1項」を「第20条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第20条第1項の」を「第20条の」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の白岡市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。